

※ 市町村立保育所については、現行制度においても保育の実施を行う者と施設の設置者が市町村で一致していることから、利用施設や利用料の決定などに関して私立保育所と同様の特例を設ける必要はなく、入所児童の選考に際して「保育に欠けない子ども」の受入を考慮する特例のみ設けることとしている。

(1) 認定こども園の認定を受けた公立保育所に関する特例

○ 第3条第1項の認定を受けた保育所については、「保育に欠ける子ども」に加えて「保育に欠けない子ども」を受け入れることとなる(※1)。

このため、一般の保育所では、入所を希望する「保育に欠ける子ども」が多数に上る場合に選考を行うが、認定こども園の認定を受けた保育所においては、入所を希望する「保育に欠ける子ども」と、認定こども園の認定を受ける際に設定した数(※2)の「保育に欠けない子ども」が入所することで適切な保育の実施が困難となる場合に選考を行うこととする(第13条第1項による児童福祉法第24条第3項の読替え)。

※1 第3条第2項の認定を受けた保育所については、「保育に欠けない子ども」は幼保連携施設を構成する幼稚園で受け入れるため、この特例を適用する必要がない。

※2 認定こども園については、第4条第1項の規定により、認定の申請書に当該施設に受け入れる「保育に欠ける子ども」と「保育に欠けない子ども」の数を記載することとされ、第6条第1項の規定により、都道府県知事はこの施設が設定した「保育に欠ける子ども」と「保育に欠けない子ども」の受入枠を周知することとされている。

※3 なお、この保育所における「保育に欠けない子ども」の受入については、市町村による保育の実施に支障を生じることのないよう、第3条第1項の認定こども園の認定には有効期間を付すこととし、一定期間ごとに、都道府県知事が地域の保育需要に照らして「保育に欠けない子ども」の受入の適否を判断することとしている(第3条第1項及び第5条)。

(2) 認定こども園の認定を受けた私立保育所に関する特例

① 認定こども園の認定を受けた私立保育所(以下「私立認定保育所」という。)の利用を希望する場合には、保護者は保育の実施の申込書を当該認定保育所に提出し、当該私立認定保育所はこれを市町村に送付することとする(第13条第2項による児童福祉法第24条第2項の読替え)。

②市町村は、①の申込書が提出された場合において、その申込書に係る児童が「保育に欠ける子ども」に該当すると認めるときは、その旨を私立認定保育所に通知するとともに、申込書を送付する（第13条第2項による児童福祉法第24条第2項の読替え）。

③②の「保育に欠ける子ども」に該当する旨の通知を受けた子ども全てが入所することで適切な保育の実施が困難となる場合には、市町村ではなく、私立認定保育所が入所する子どもを公正な方法により選考することができる。

なお、(1)の公立保育所に関する特例と同様に、第3条第1項の認定を受けた私立保育所においては、②の「保育に欠ける子ども」に該当する旨の通知を受けた子どもと、認定こども園の認定を受ける際に設定した数の「保育に欠けない子ども」が入所することで適切な保育の実施が困難となる場合に選考を行うことができる（第13条第2項による児童福祉法第24条第3項の読替え）。

④また、私立認定保育所の長に対し、市町村から②の通知を受けた子どもの入所について、正当な理由がない限り応諾義務を課す（第13条第2項による児童福祉法第46条の2の読替え）。

⑤市町村が「保育に欠ける子ども」の保育所への入所の状況を把握できるよう、私立認定保育所は、②の通知を受けた子どもの入所の状況を市町村に報告する（第13条第3項）。

なお、この報告を行わない場合又は虚偽の報告を行った場合には、認定こども園の認定を取り消し得る（第10条第1項第5号）。

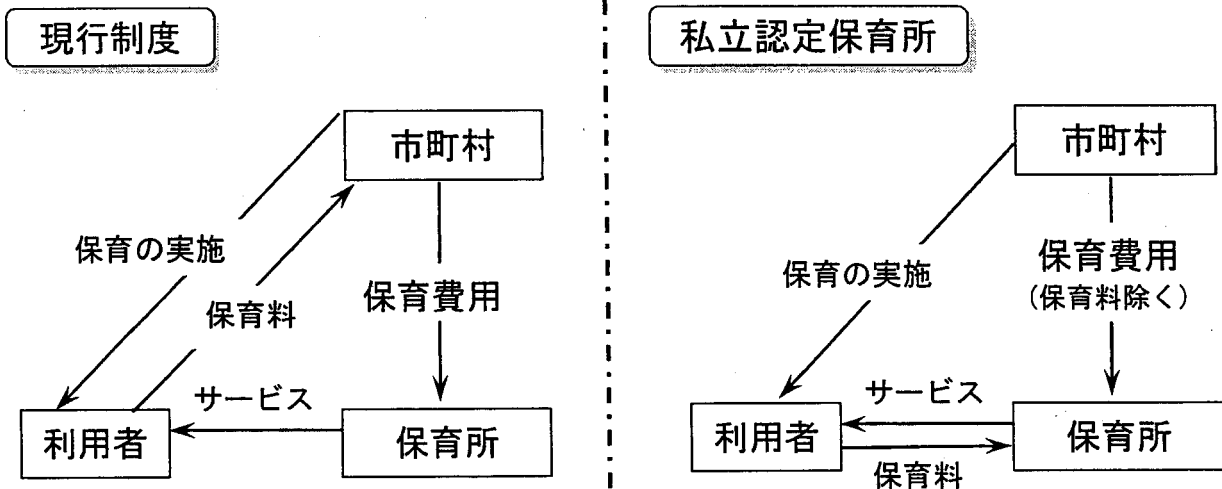
その上で、

⑥私立認定保育所の利用料の額は、施設ごとに設定する（第13条第4項）。この利用料の額については、市町村長に届け出ることとし、その額が利用料設定の基準（＝応益負担を原則としつつ、負担能力を考慮）に照らして適当でないときは、市町村長が変更を命ずることができる（第13条第5項から第7項）。

なお、この利用料の額について届出を行わない場合若しくは虚偽の届出を行った場合、又は市町村長による利用料の額の変更命令に従わない場合には、認定こども園の認定を取り消し得る（第10条第1項第5号）。

⑦市町村は、保育の実施に要する費用からこの利用料を控除した額を支弁する（第13条第2項による児童福祉法第51条第4号の読替え）。

(参考)



3 入所の具体的手続き

○ 私立認定保育所における入所の具体的手続きは以下のとおりとなる。

(1) 基本的仕組み

○ 私立認定保育所への入所を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を入所を希望する私立認定保育所に提出する（第13条第2項による児童福祉法第24条第2項の読替え）。

※ 申込書の提出先は市町村から施設に変わるが、厚生労働省令に定める

① 申込書への記載事項

② 申込書の添付書類（所得を証明する書類）

は現行制度と同様である。

（児童福祉法施行規則第24条第1項及び第3項）

○ この申込書の提出を受けた私立認定保育所は、当該申込書を保護者の居住地の市町村に速やかに送付し、当該送付を受けた市町村は、当該申込書に係る児童が児童福祉法第24条第1項に規定する「保育に欠ける子ども」に該当するか否かを通知するとともに、当該申込書を施設に送付する。

○ 市町村から「保育に欠ける子ども」に該当する旨の通知を受けた子ども全てが入所することで適切な保育の実施が困難となる場合には、市町村ではなく、私立認定保育所が入所する子どもを公正な方法により選考することができる。

○ なお、第3条第1項の認定を受けた私立認定保育所においては、市町村から「保育に欠ける子ども」に該当する旨の通知を受けた子どもに加え、認定こども園の認定を受ける際に設定した数の「保育に欠けない子ども」が入所することで適切な保育の実施が困難となる場合に選考を行うことができる（第13条第2項による児童福祉法第24条第3項の読替え）。

この場合における選考については、「厚生労働省令の定めるところにより」公正な方法で行うこととされているが、「保育に欠ける子ども」は「保育に欠ける子ども枠」で、「保育に欠けない子ども」は「保育に欠けない子ども枠」で、それぞれ選考を行うものである。

※ 「保育に欠ける子ども」「保育に欠けない子ども」それぞれで選考を行う点は、認定こども園である公立保育所についても同様。
（法第13条第1項による児童福祉法第24条第2項の読替え）

（参考例）

①「保育に欠ける子ども」の受入枠	: 70人
②「保育に欠けない子ども」の受入枠	: 10人
③入所を希望する「保育に欠ける子ども」	: 80人
④入所を希望する「保育に欠けない子ども」	: 20人

- ・「保育に欠ける子ども」について80人から70人を選考し、「保育に欠けない子ども」について20人から10人を選考する。
- ・都道府県により周知された施設の受入枠に対する利用者の信頼を確保することから、「保育に欠ける子ども」及び「保育に欠けない子ども」のそれぞれの受入枠で選考を行うことが原則であり、「保育に欠ける子ども」の受入が優先されるわけではない（「保育に欠けない子ども」の受入枠の存在は、児童福祉法第46条の2における「保育に欠ける子ども」の入所を拒む正当事由となる）。

(2) 市町村長に対する報告

- 市町村が「保育に欠ける子ども」の保育所への入所の状況を把握できるように、私立認定保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村から「保育に欠ける子ども」である旨の通知を受けた子どもの入所の状況を市町村に報告する（第13条第3項）。
- 具体的には、子どもの当該私立認定保育所への入所の可否について、その決定後速やかに報告することとしている。
また、この報告を受けた市町村長は、私立認定保育所に入所できなかった子どもの保護者が一般の保育所の入所申込みを行っていない場合には、一般の保育所の入所申込みを勧奨することとしている。

(3) 保育の実施の申込みに係る様式等の取扱い

- 現在、保育の実施の申込みに係る様式等の取扱いについては、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う整備政令等の施行について」（平成9年9月25日児発第596号厚生省児童家庭局長通知）において示しているところであるが、私立認定保育所における保育の実施の申込み等に係る様式等の取扱いについては、私立認定保育所と市町村に対する所要の資料の提出が必要であり、申請者、施設及び市町村にとって過重な事務負担とならないよう検討の上、追って速やかに示すこととしたい。

(4) 一般の保育所に関する入所決定時期の早期化

- 私立認定保育所の利用については、利用者と施設との直接契約となることから、一般の幼稚園と同様に10～11月頃に翌年4月からの入所児童を決定することが多いと考えられる。
- この場合、一般の認可保育所よりも入所児童の決定の時期が早くなるが、こうした早期の入所決定は、育児休業から職場復帰の見通しが立ちやすいという利点もあるため、一般の認定こども園の制度化を契機に、一般の保育所についても、例えば、前年秋から翌年3月までの間に段階的に入所の決定を行うなど、入所決定時期の早期化を図りたい。

(5) 市町村による私立認定保育所に関する情報提供

- 現在も、児童福祉法第24条第5項の規定に基づき、市町村は認可保育所に関する情報提供を行っているが、私立認定保育所については、

現在行われている情報提供に加え、以下の事項について情報提供を行うこととする。

- ・当該保育所が認定こども園である旨
- ・「保育に欠ける子ども枠」及び「保育に欠けない子ども枠」
- ・入所児童の選考方法
- ・保育料

4 恣意的な選別の排除等の利用者保護のための仕組み

(1) 現在の仕組み

- 現行制度においては、保育所の利用について恣意的な選別を排除し、利用者保護を図る等の観点から、以下の措置が講じられている。
 - ①保育所の長に対して、市町村からの保育の実施のための委託について正当な理由がない限り、応諾義務を課す（児童福祉法第46条の2）。
 - ②市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所希望児童の全てが入所する場合には適切な保育の実施が困難となる等のやむを得ない事由がある場合には、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる（同法第24条第3項）。
- ②の公正な方法による選考については、
 - ・児童虐待の防止等に関する法律第13条の2第1項において、「児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならない」こと
 - ・母子及び寡婦福祉法第28条において、「母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない」ことが規定されている。

また、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」（平成9年9月25日 児発第596号）において、

- ・保育所や申込みのあった児童の家庭の状況等地域の実情を十分に踏まえ、市町村において客観的な選考方法や選考基準を定めるとともに、あらかじめ地域住民に対して適切な方法で情報提供すること
- ・選考方法として優先度の点数化等を行う場合には、客観的な評価が行われるよう留意するとともに、その際に優先する要素（例えば、母子家庭や父子家庭、その他兄弟の入所状況、延長保育・障害児保育の必要度等）がある場合には、当該要素を選考基準において明確することを示している。

(2) 私立認定保育所に関する仕組み

- 私立認定保育所の利用手続きは利用者と施設の直接契約によるが、この場合においても、現在の仕組みを踏まえて以下のような措置を講じ、利用者の恣意的な選別等が行われることのないようにする。
 - ①私立認定保育所の長に対し、市町村から「保育に欠ける子ども」に該当する旨の通知を受けた児童の入所について、正当な理由がない限り、応諾義務を課す（第13条第2項による児童福祉法第46条の2の読替え）。
 - ②私立認定保育所について、市町村から「保育に欠ける子ども」に該当する旨の通知を受けた入所を希望する子どもの数が多数に上る場合における当該施設による入所する子どもの決定について、
 - ・公正な方法により選考すること
（第13条第2項による児童福祉法第24条第3項の読替え）
 - ・児童虐待防止対策の観点から特別の支援を要する家庭や母子世帯等に特別の配慮を行うこと
（第13条第8項による母子及び寡婦福祉法第28条、児童虐待の防止等に関する法律第13条の2第1項の読替え）
を法律上規定。
- ②における「公正な方法による選考」については、厚生労働省令の定めるところにより行うこととされているが、
 - ・あらかじめ市町村長を経由して都道府県知事に届け出た方法によること
 - ・市町村長は児童福祉法第24条第5項の規定に基づき、当該選考方法に関する情報提供を行うこと
 - ・私立認定保育所においては、選考方法を記載した書類を備え付けるとともに、保護者からの求めに応じて、これを示すことを規定することとしている。
- また、児童福祉施設最低基準を改正し、私立認定保育所について、選考はこうした「公正な方法」により行わなければならない旨を規定することとしている。

5 私立認定保育所における利用料の設定

(1) 現行制度

- 現行制度では、保育の実施に要する費用を支弁した市町村は、「この費用を保護者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額」（＝応益負担を原則としつつ、負担能力に配慮した負担）を本人又はその扶養義務者から徴収できることとしている（児童福祉法第56条第3項）。

(2) 私立認定保育所における利用料設定の仕組み

- 私立認定保育所の利用料については、「応益負担を原則としつつ、負担能力に配慮した負担」との基本的考え方の維持を前提としつつ、以下のとおり保育所において設定できることとする。

※ なお、公立保育所について、市町村内で保育所ごとに費用徴収額を変えることは現行制度においても可能である。

- ①私立認定保育所については、市町村による費用徴収の規定（児童福祉法第56条第3項）は適用しない（第13条第4項）。

- ②私立認定保育所の利用者は、保育料として当該保育所が定める額を当該保育所に対して支払うこととし、当該保育所は、保育の実施に要する費用を勘案し、かつ、保護者の家計に与える影響を考慮して当該保育の実施に係る児童の年齢等に応じて、保育料の額を設定しなければならないこととする（第13条第4項・第5項）。

※ 児童福祉法第56条第3項においては、「本人又はその扶養義務者」から費用を徴収することとされているが、私立認定保育所については保護者が保育料を支払う。

扶養義務者：直系血族及び兄弟姉妹等（民法第877条）

保護者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者（児童福祉法第6条）

- ③私立認定保育所は、保育料の額を設定したときは、これを市町村長に届け出ることとし、市町村長は、施設が設定した保育料の額が第13条第5項に規定する保育料設定の基本的考え方に適合しないと認めるときは、その変更を命じることができる（第13条第6項・第7項）。

※ 具体的には、例えば、

- ・生活保護家庭から利用料を徴収する
 - ・同一所得階層について、サービスの提供によりコストがかかる低年齢児の利用料を、3歳以上児の利用料よりも低く設定する
 - ・実際にサービスの提供に要した費用よりも著しく高い利用料を設定し、結果として低所得者の利用を排除する
- といった場合には、変更命令の対象となる。

④なお、この保育料の額の届出を行わない場合若しくは虚偽の届出を行った場合、又は市町村長による保育料の額の変更命令に従わない場合には、認定こども園の認定を取り消し得る（第10条第1項第5号）

6 私立認定保育所に関する市町村の支弁等

(1) 現行制度

○ 現行制度においては、

- ① 保育所における保育の実施につき最低基準を維持するために要する費用は市町村（ただし都道府県立の保育所に係る費用は都道府県）の支弁とされ（児童福祉法第51条第4号・第4号の2）、
- ② この支弁を行った市町村は、「保育の実施に要する費用を保護者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額」を保護者から徴収することができる（同法第56条第3項）。

(2) 私立認定保育所に関する市町村の支弁

○ 私立認定保育所に関し市町村が支弁する費用は、その利用手続を直接契約とすることに伴い、保育の実施に要する費用から保護者が施設に対して支払う保育料に相当する額を控除した額とする。

（第13条第2項による児童福祉法第51条第4号の読替え）

○ この控除する「保育料に相当する額」については、認定こども園の認定を受けた保育所が実際に保護者から支払を受けた保育料の総額を用いることを原則とするが、この額が一般の保育所の利用者について市町村が徴収する保育料額を基礎として政令の定めるところにより算定した額を下回る場合には、当該算定した額を用いる。

（このため、私立認定保育所が低額な利用料を定めたとしても、市町村の支弁が自動的に膨らむこととはならない。）

※ 政令においては、

- ① その私立認定保育所が一般の保育所であり、
- ② 私立認定保育所の保育料負担者である「保護者」を一般の保育所の保育料負担者である「本人又はその扶養義務者」であるとみなした場合に、その私立認定保育所の利用者である保護者から市町村が徴収することとなる額を規定。

(3) 国庫負担等の取扱い

- 現行制度においては、国及び都道府県は、私立保育所に係る市町村の支弁した保育の実施に要する費用（児童福祉法第51条第4号）について、政令の定めるところによりそれぞれ2分の1、4分の1を負担することとされている（同法第53条、第55条）。

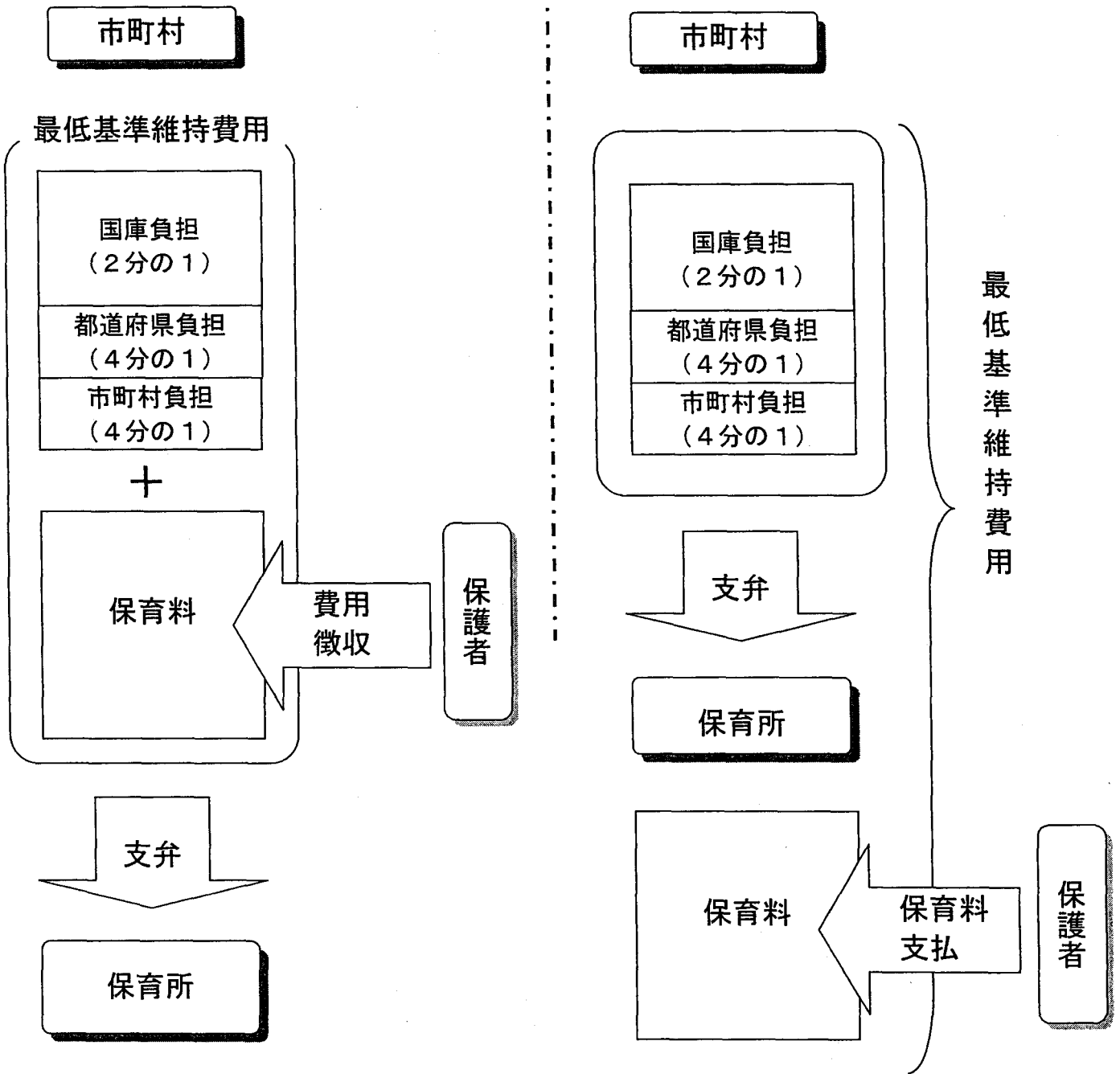
- この政令においては、国庫負担及び都道府県負担は、国が定める基準により算定した保育の実施に要する費用の額から国が定める基準により算定した保護者からの費用徴収額を控除した額について行うこととされている。

- 私立認定保育所に関し市町村が支弁する額は、保育の実施に要する費用から保育料に相当する額を控除した額となるが（第13条第2項による読替え後の児童福祉法第51条第4号）、国庫負担及び都道府県負担は、一般の保育所と同様に、国が定める基準により算定した保育の実施に要する費用の額から国が定める基準により算定した保護者が支払う保育料を控除した額について行うこととしている。

- その際、国が定める保育費用及び保育料に関する基準は、いずれも一般の保育所と同様のものとするため、国庫負担及び都道府県負担についても実質的に一般の保育所と同様の負担が行われる。

(現行制度)

(私立認定保育所)



7 官公署に対する資料提供の求めについて

- 現在、市町村長は、児童福祉法第56条第3項の規定による費用徴収に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況について、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができることとされている。

- 私立認定保育所については、その利用料の決定や徴収を市町村でなく施設が行うこととなるが、保育の実施に要した費用から保育料額を控除した額である市町村の支弁額を適正に算定するためには、市町村が利用者の所得に関する情報を把握する必要がある。

- このため、市町村長は保育料額の算定に関し必要があると認めるときは、保護者の収入の状況について、官公署に対し、必要な書類の閲覧、資料の提供を求めることができることとしている。
(第13条第2項による児童福祉法第56条第8項の読替え)

<第14条（児童福祉法等の特例：施設整備に関する助成の特例）>

- 第14条は保育所の施設整備費助成に関する特例を定めるものである。
- 現在、保育所を含む児童福祉施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用については、児童福祉法第56条の2の規定により、設置主体が社会福祉法人、日本赤十字社又は民法法人である等の場合に限り、その4分の3以内を補助することができる。なお、新設に要する費用の補助については、社会福祉法人に限定されている。
- この児童福祉法第56条の2の特例を設け、認定を受けた幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合における当該保育所については、市町村による施設整備費助成の対象とするものである。

<第15条（私立学校振興助成法の特例）>

- 第15条は、私立学校振興助成法の特例を定めるものである。
- 学校教育法本則上、私立学校の設置者は学校法人に限定されているが、同法附則上、私立幼稚園は、当分の間、学校法人以外の主体（以下「102条園の設置者」という。）により設置されうるものとされている。
- また、私立学校振興助成法附則上、国又は地方公共団体は、当分の間、102条園の設置者に対して助成を行うことができるが（同法附則2条1項）、助成を受ける102条園の設置者については、当該助成を受けることとなった年度の翌年度から起算して5年以内に、当該幼稚園が学校法人によって設置されるように措置する義務が課せられている（同法附則2条5項）。
- 本条は、こうした現行制度に対し、認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人については、私立学校振興助成法に基づく助成を受ける場合においても、5年以内の学校法人化措置義務を課さない特例を設けるものである。

<第16条（罰則）>

- 第16条は、第9条の規定に違反した者に対する罰則を定めるものである。
- 第9条（認定こども園の名称の使用制限）に違反した者については、30万円以下の罰金に処することとしている。

<附則第1項（施行期日）>

- 附則第1項は、本法律の施行期日を定めるものである。
- 本法律の施行期日については、平成18年10月1日としている。
- 各都道府県においては、認定基準を定める条例について、可能な限り10月1日までに策定して頂きたいが、都道府県議会の日程も考慮しつつ、遅くとも秋の議会においては制定して頂きたい。

<附則第2項（名称の使用制限に関する経過措置）>

- 附則第2項は、名称の使用制限に関する経過措置を定めるものである。
- この法律の施行の際に現に認定こども園という名称又はこれを紛らわしい名称を使用している者については、認定こども園の名称の使用制限に関する第9条の規定は、この法律の施行後6か月間は適用しない。

<附則第3項（検討）>

- 附則第3項は、本法律施行後の検討について定めるものである。
- 具体的には、政府は、この法律の施行後5年経過後において、この法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。